

指定証記載事項変更届出書

覚醒剤取締法第 30 条の 5 において準用する同法第 12 条の規定により、覚醒剤原料研究者の指定証の記載事項に変更を生じたので、指定証を添えて届け出ます。

年 月 日

住所

氏名

群馬県知事 へ

指定証の番号	第 号	指定年月日	年 月 日
変更すべき事項			
変更前	研究所の名称		
	住 所		
	氏 名		
変更後	研究所の名称		
	住 所		
	名 称		
変更の事由及びその事由の発生日			

備考

- 1 用紙の大きさは、A 4 とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。
- 3 法人の場合は住所欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 住所（法人にあっては所在地）や業務所所在地が、住居表示法等により地名・番地が変更した場合には、住所欄に記載すること。